

みえライフイノベーション総合特区 [指定：平成24年7月、認定：平成24年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.8 + 3.8) / 2 = 4.3$

4.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	統合型医療情報データベースの規模《定性的評価》	-	-
2	医療・福祉現場ニーズの収集件数	127%	5
3	医薬品・医療機器生産金額	86%	4
4	研究開発支援拠点プラットフォームの活用機関数	295%	5
5	医療・健康・福祉分野企業(第2創業を含む。)及び研究機関の立地件数	107%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 3 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 4 = 4.8$

4.8

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

3.8

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(2.5 + 3.8 + 4.2) / 3 = 3.5$

3.5

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・健康増進に資する機能性食品の効能効果の表示・広告の実施(概要)

・平成27年4月から、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる制度が全国にて開始された。特区内では制度開始を見据え、医療機関と食品メーカーが連携して、嚥下困難者など高齢者向けの高カロリー豆腐の開発などの臨床研究が進められている。

専門家による評価の平均値

2.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.2

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.6

- ・それぞれの進捗管理のための指標において、達成状況が相対的に高く、順調な推移を示しており、特に研究開発支援プラットフォームの活用等は、イノベーションのシーズ育成に長期的にも貢献しうるものとして高く評価できる。また地域独自の積極的な取組も評価できる。
- ・統合医療情報データベースの構築については、なぜ整備が進まないのかの要因を詳細に検討し、可能な範囲で当初の計画を見直すことも必要だと考えられる。また、データベース構築のみならず、その後の維持管理・更新に係る恒常的な資金計画も示すべきである。
- ・医薬品生産金額については、薬価引き下げや消費税による減少分を加味しても、目標額との乖離が大きくなっていることから、減少分の具体的な要因把握が不可欠である。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.6

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.3+3.5+3.6)/3=3.8$

3.8

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。